

大崎市耐震改修促進計画の概要

計画策定の背景

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災では、多くの尊い命が奪われ、その要因の多くが住宅・建築物の倒壊による圧死でした。この教訓を踏まえて、平成 7 年に耐震改修促進法が施行され、平成 18 年には市町村計画の策定が規定されました。

本市においても平成 20 年 3 月に「大崎市耐震改修促進計画」を策定し、耐震化の促進に努めてきましたが、その後も東日本大震災などの大規模な地震が相次いで発生していることや、令和 7 年に国が耐震性の不十分な建物を解消する目標と期限を示したこと等を受け、さらなる耐震化を推し進めることが必要となっています。これらの背景を踏まえ、「大崎市耐震改修促進計画」の見直しを行いました。

計画の目的

今後発生が予想される地震における住宅・建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、既存建築物の耐震診断、耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための枠組みを定めることを目的とします。

計画期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

対象地域・対象建築物

市内全域を対象とし、新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）を満たさない建築物のうち、住宅、多数の者が利用する特定建築物^{※1}、市有建築物などの耐震性の劣る建築物を対象とします。

※1：庁舎、学校、病院、ホテル・旅館、店舗など

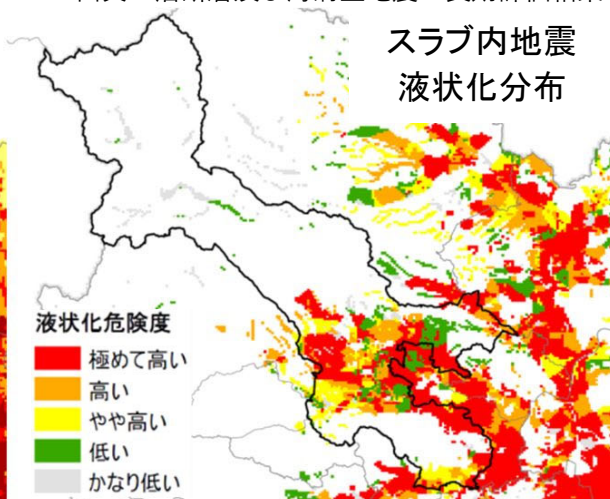
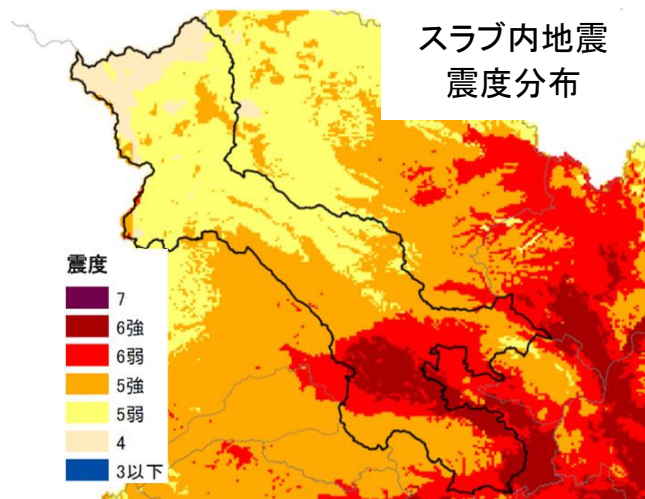
想定される地震

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会が令和 8 年 1 月を算定基準として公表した「海溝型地震の長期評価」のうち、特に発生確率が高い地震は下表のとおりです。宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生する「ひとまわり小さいプレート間地震（M7以上，M8未満）」の発生確率は、**今後 30 年以内で 80%～90% 程度以上と推定**されます。県の地震被害想定調査によると、本市ではスラブ内地震※¹ による建築物の被害が多くなると予測されます。このようなことが予測されていることから、本計画にて耐震化推進に向けた施策を策定しています。

海溝型地震の長期評価の概要(算定基準日 令和 8 年 1 月 1 日)

領域または地震名		長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔
			10 年以内	30 年以内	50 年以内	最新発生時期
ひとまわり 小さい プレート間 地震	宮城県沖	7.0～7.5 程度	50%程度	90%程度	90%程度 以上	12.6～14.7 年 —
	宮城県沖の陸寄りの地震 (宮城県沖地震)	7.4 前後	0.001%～5%	80%～90% 程度以上	90%程度 以上	38.0 年 14.8 年前

出典：活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（令和 8 年 1 月，地震調査研究推進本部地震調査委員会）



出典：第五次宮城県地震被害想定調査報告書

スラブ内地震における 本市の被害予測

建築物被害



全壊 861 棟
半壊 2,671 棟

人的被害



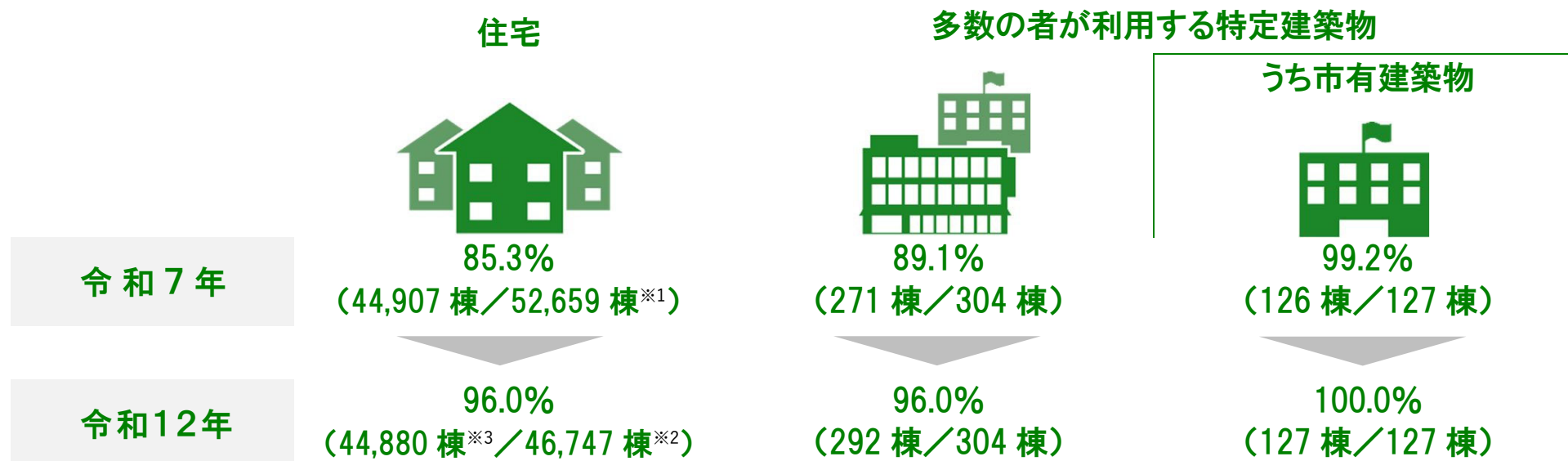
死者 17 人
負傷者 217 人

出典：大崎市地域防災計画（令和 7 年 3 月改訂）

※1：沈み込んだプレート内で発生する地震

耐震化の現状と目標

令和 12 年度末の目標値に向けて、対象建築物の耐震改修を促進していきます。



※1：家屋台帳から求めた棟数 ※2：住宅土地統計調査から近年の推計率を割り出して求めた棟数 ※3：46,747 棟×96.0%

耐震化促進に向けた取り組み方針

●住宅・建築物所有者の役割

住宅・建築物の所有者等は、地震災害対策を自らの問題のみならず、地域全体の問題といった認識を持って主体的に耐震化に取り組むものとします。

●本市の役割

本計画に基づき、県及び建築関係団体等と連携し防災上重要な建築物の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりに努めます。市民に対しては「自らの生命は自らが守る」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行います。

耐震化促進に向けた施策

●耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- ・「木造住宅耐震診断助成事業」, 「木造住宅耐震改修工事助成事業」の実施
- ・「住宅に係る耐震改修促進税制」, 「住宅ローン減税制度」等の情報提供による耐震化の促進
- ・特定既存耐震不適格建築物等の台帳整備と耐震診断・耐震改修の進行管理の実施
- ・緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の促進
- ・防災関連のマップ等を活用し, 防災意識の向上

●安全性の向上に資する啓発及び知識の普及に関する施策

- ・普及・啓発（パンフレットの作成・配布, 戸別訪問, セミナー・講習会の開催）
- ・揺れやすさマップの公表
- ・耐震診断・耐震改修に係る相談窓口の設置・技術者の紹介
- ・リフォームにあわせた耐震改修の誘導策の推進
- ・家具の転倒防止策の情報提供
- ・町内会・専門家等との連携や自主防災組織による防災訓練, 講習会等の開催による知識の普及
- ・高齢者世帯への耐震化に向けた支援の実施
- ・住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの推進
- ・耐震基準に適合しない空き家対策

●耐震化を促進するための指導・勧告等の実施

- ・特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する「指導」・「助言」, 「指示」, 「公表」の実施

●関連施策

- ・「危険ブロック塀除却事業」等を活用したブロック塀等の転倒防止対策の実施
- ・「宮城県建築物等地震対策推進協議会」の参画による耐震化の推進方策等の検討・情報交換の実施

～お問い合わせ先～

大崎市 建設部 建築指導課

〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号 TEL. 0229-23-8057